

飛騨 4 町村合併協議会規約制定に係る協議書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 2 第 1 項の規定により、飛騨 4 町村合併協議会規約を制定することに関する協議が成立したので、この協議の証として本書を作成し、関係町村各々 1 通を保持する。

平成 14 年 11 月 8 日

古川町長

河合村長

宮川村長

神岡町長